

「けんさしていない自動車」や「登録していない自動車」が道路をはしるときは、かりなんぼーをもうしこんでください。許可証とナンバープレートをわたします。

### (1) かりなんぼーをもうしこむところ

市役所<市民課>でもうしこむことができます。つぎのものをもってきてください。

<市役所にもっていくもの>

つぎの①から⑤までをぜんぶもってきてください。

① 自賠責保険証（コピーをつかうことはできません。有効期間がおわっているものを つかうことはできません。）

② つぎのうちのどれかを もってきて ください。

- 自動車検査証
- 抹消登録証明書
- 登録識別情報等通知書
- 自動車検査証返納証明書
- 輸出予定届出証明書

③ はんこ（会社がもうしこむときは会社のはんこ）

④ つぎのうちのどれかを もってきて ください。

- 自動車運転免許証
- 在留カード
- 特別永住者証

⑤ お金 750円



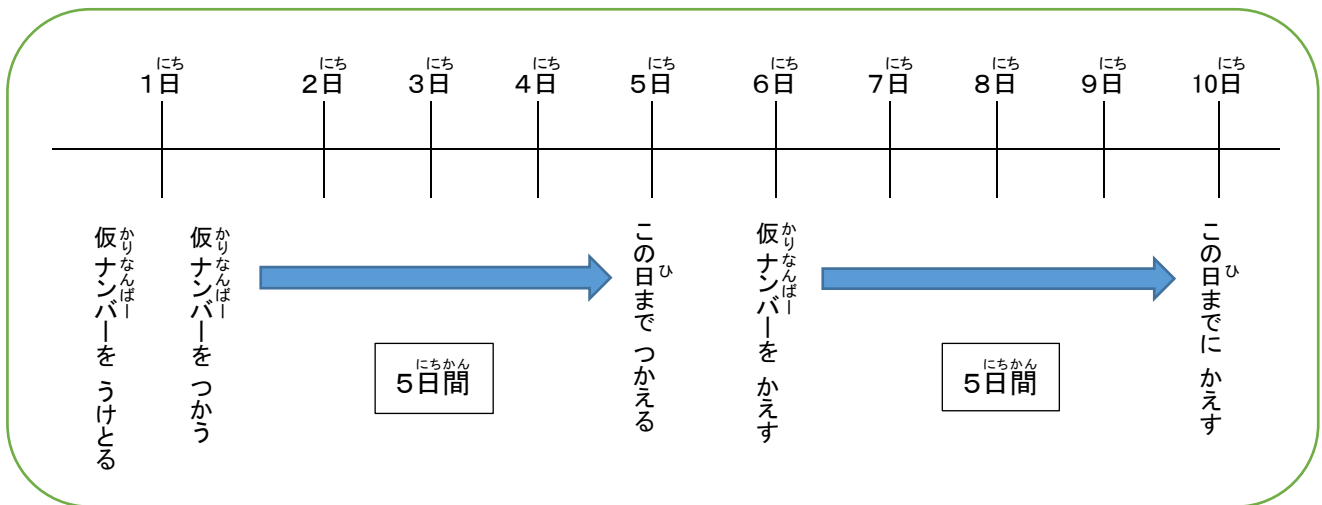
## (2) 仮ナンバーを つかえる きかん

仮ナンバーを うけとった日から 5日のあいだ つかうことが できます。

つかいおわたたら つぎの日から 5日のあいだまでに かならず かえして ください。

許可証と ナンバープレートをもってきて ください。

※仮ナンバーを かせないときも あります。 くわしいことは 市役所<市民課>に きいて ください。



### ◎19ページの むずかしい ことば◎

※自賠責保険証・・・車を 買った人が かならず 入らなければ いけない ほけんの 紙

※自動車検査証・・・その車を けんさしたことが 書いてある 紙。 これがないと その車を 走らせることが できません。

※抹消登録証明書・・・その車を こわさずに 売るときなどに つかう 紙

※登録識別情報等通知書・・・抹消登録証明書を 出した車の もちぬしが もらえる 紙

※自動車検査証返納証明書・・・その車を つかうことを やめたときに もらえる 紙

※輸出予定届出証明書・・・その車を ほかの国に 売るときに つかう 紙

| とどけを 出す ところ | ばしょ              | でんわばんごう      |
|-------------|------------------|--------------|
| 市民課         | 山武市殿台296番地 ①まどぐち | 0475-80-1141 |

<うけつけ時間> 月曜日から 金曜日まで ごぜん8時30分から ごご5時まで

※手つづきは 時間が かかります。 はやい 時間に きて ください。

※土曜日 日曜日 しゅく日と 12月29日から つぎの年1月3日までは やすみです。